

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

1陣提訴後、7人の原告が亡くなりました

2陣判決(3月28日)を契機に、被害者の早期救済の実現を!

切実な願い 「生きていくうちの救済」

2月に入り、1陣原告の岡田春美さん(2月4日逝去)、西村東子さん(2月19日逝去)が相次いで亡くなりました。提訴後の犠牲者はこれで7人です。「生きていくうちの救済」は、原告ら被害者の待ったなしの切実な願いです。



19日に亡くなった原告の西村東子さん

西村東子さんは、1月27日の最高裁への公正判決の申し入れにおいて、『しんど

い』と声をだすことで精いっぱいです。残り少ないのちですが、ひとつの安心、生きる望みを与えて下さい」と病床で綴った手紙を提出しました。しかし、その望みも叶えられないまま亡くなりました。2月4日には、1陣原告の岡田春美さんも、同じく石綿肺に苦しみながら亡くなりました。1陣、2陣を問わず、多くの原告が、病床に臥し、酸素吸入が手放せず、なかには石綿肺に肺が

2陣判決(3月28日)では、今度こそ、その誤りが糾され、いのちや健康が大事にされる、被害者の早期救済を実現する判決が下されることを確信しています。そして、政治には、2陣判決を契機に、被害者の早期救済の実現が求められています。

を合併した原告もいます。石綿がこんな体に悪いことも、発がん性があることも知らされなまま、生きるため生活のために一生懸命働き続けてきた原告らです。

その一方で、国は、早くから石綿の有害性、危険性を、深刻な被害発生を詳細に把握し、規制や対策ができたにもかかわらず、長期に亘って被害発生を放置してきました。

ところが、昨年8月25日の大阪高裁判決(三浦潤裁判長)は、工業的有用性や産業社会の発展のために「人間存在の根基をなす」「至高の法益である」生命・健康が犠牲になってもやむを得ないとして、国の責任を免罪しました。

2月23日、神戸地裁では、石綿被害をめぐる元社員の団体交渉権を否定した兵庫県労働委員会の決定を取り消す判決が、また、2月24日、東京地裁では、厚労省の認定基準を否定し、石綿肺がん労災不認定処分を取り消す判決が出されました。

80年代までイタリアで操業していた建築資材メーカーの4つの工場の従業員や周辺の住民がアスベスト

司法による救済次々と
2月23日、神戸地裁では、石綿被害をめぐる元社員の団体交渉権を否定した兵庫県労働委員会の決定を取り消す判決が、また、2月24日、東京地裁では、厚労省の認定基準を否定し、石綿肺がん労災不認定処分を取り消す判決が出されました。

イタリアの建材メーカーの工場従業員や周辺住民による健康被害で死亡した問題で、現地の裁判所

が、アスベストとの闘いが終わるわけではない」とする声明を発表し、被害者の健康対策に引き続き取り組み考えを示しました。

必要なら安全対策を怠ったとして、当時の経営者2人に禁錮16年の実刑判決を言い渡しました。

いまや世界では、安全対策を怠りアスベストの健康被害をもたらしたものは、刑事罰が加えられる重大な問題になっています。

80年代までイタリアで操業していた建築資材メーカーの4つの工場の従業員や周辺の住民がアスベスト

禁錮16年の実刑判決を言い渡したほか、被害者への賠償を命じました。イタリアのバルドゥッジ保健相は「歴史的な判決だ

イタリアの建材メーカー経営者に禁錮16年の実刑判決

禁錮16年の実刑判決を言い渡したほか、被害者への賠償を命じました。

必要なら安全対策を怠ったとして、当時の経営者2人に禁錮16年の実刑判決を言い渡しました。

禁錮16年の実刑判決を言い渡したほか、被害者への賠償を命じました。

必要なら安全対策を怠ったとして、当時の経営者2人に禁錮16年の実刑判決を言い渡しました。

禁錮16年の実刑判決を言い渡したほか、被害者への賠償を命じました。

E-mail: kataseru@asbestos-osaka.sakura.ne.jp
<http://www.asbestos-osaka1.sakura.ne.jp/kataseru>

署名用紙は→ [アスベスト国賠](#) [検索](#)

もう一度国の責任を明確に!
2陣訴訟公正判決署名にご協力ください。

アスベスト健康被害 専門家がお答えします
相談ホットライン
090-3273-0891 平日午前10時~午後5時

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・大阪じん肺アスベスト弁護団
大阪泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会
大阪府泉南市信達六尾 595
電話 072-483-4981
ファックス 072-484-0641

原告たちの声を聞いてください

夫と私、そして娘が3人とも、石綿に苦しんでいます。

故原告 岡田春美 (平成24年2月4日没)



岡田春美さん
亡くなった
日 2月4日
原告の 岡田

夫と私は、昭和29年から石綿工場で働きました。夫は26歳から10年間、私は、18歳から20年間働きました。2人とも、

石綿の白いほこりまみれになつて働きました。

私は、工場の社長から頼まれて、生まれたての娘の陽子も連れて、工場に行つて仕事をしました。娘を、工場の機械のそばの箱に入れて、子どもを見ながら仕事をしました。娘にも、石綿の白いほこりが雪みたいに降りかかりました。そして、3人とも、石綿の病気になつてしま

ました。夫は、石綿肺で苦しんだあげく、肺がんの宣告を受けました。化学療法の副作用で、「しんどい。こんなしんどいのは二度と嫌や」といいました。最後には、牛乳と水しか口に入れられず、入院して5日目に息を引き取りました。66歳でした。私は、20年以上も、咳と痰に苦しんできました。咳き込むと、息ができません。ゴホツ、ゴホツと咳き込んで、やつと粘っこい黄色い痰が出ます。医師からは、これ以上強い薬は出せません、と言われて

息苦しさも今ではだんだんきつくなり、胸を押さえながら、一生懸命呼吸をしないと息ができません。とうとう、去年(平成22年)の1月に入院になつて

しまいました。呼吸不全から心不全になつて、肺に水が貯まつてしまった、ということでした。身動きもできずにベッドに寝たきりでした。入院するときには、目の前も見えなくなりました。「このまま判決を聞かないで死んでしまうのか」と思いました。

どうか入院できましたが、その後も2回入院しました。今は、家にいますが、いつまた入院となるか分かりません。医師からは、「家では何もするな」「横になつていなさい」と言われています。しかし、家には、娘の陽子が、石綿

の病気で、酸素を吸わねばならないほど悪くなつています。重病人同士が、かろうじて生きています。夫と娘と私、家族3人が、3人とも、石綿のために苦しんできました。石綿がこんなに身体に悪いと知っていたら、夫と一緒に石綿工場で働かなかつたし、陽子も連れて工場に働きになんか行きません。私は、いつ何時、命がなくなるかも知れないほどになつています。酸素がなくては生きていけない娘を残していくのはとてもつらいです。どうか、私の息のあるうちに、この裁判の解決を見るができますようにお願い致します。(平成23年1月13日記)

(平成23年1月13日記)

緊急出版! 『問われる正義』

(天阪じん肺アスベスト弁護団編/かもがわブックレット・定価630円)

問われる正義



大阪・京西スベス自衛訴訟の真相
天阪じん肺アスベスト弁護団

187
かもがわ
ブックレット

最高裁判決に逆行する特異な判断基準、杜撰かつ不正な事実認定の数々：命と健康を軽視した驚くべき大阪高裁・不当判決の詳細を明らかにします。